



山形県公報

平成23年4月26日(火)
第2239号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……419

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……420
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 同……………( 同 ) ……421
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……422
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……423
- 都市公園の区域の変更……………(都市計画課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……425
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………( 同 ) ……同
- 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正……………(空港港湾課) ……同
- 平成22年1月県告示第46号(県営住宅の駐車場の使用料の額)の一部改正……………(建築住宅課) ……426
- 平成23年1月県告示第43号(県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃)の一部改正……………( 同 ) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公安委員会関係

#### 規 則

○山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………同

### 正 誤

## 規 則

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第28号

##### 山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則(昭和37年4月県規則第43号)の一部を次のように改正する。

|     |             |     |            |   |
|-----|-------------|-----|------------|---|
| 別表中 | 県営大西町アパート2号 | 鶴岡市 | 集会所、通路、駐車場 | を |
|     | 県営美原アパート1号  | 鶴岡市 |            |   |

|            |     |  |       |
|------------|-----|--|-------|
| 県営美原アパート1号 | 鶴岡市 |  | に改める。 |
|------------|-----|--|-------|

**附 則**

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第394号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地   | 指定年月日      |
|---------------|--------------|------------|
| 訪問看護ステーション ゆざ | 飽海郡遊佐町遊佐字石田7 | 平成22.12.21 |

**山形県告示第395号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類    | 指定介護機関の所在地   | 指定年月日    |
|---------------|------------------|--------------|----------|
| 訪問看護ステーション ゆざ | 訪問看護<br>介護予防訪問看護 | 飽海郡遊佐町遊佐字石田7 | 平成23.1.1 |

**山形県告示第396号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 寒河江市大字寒河江字追方丙1557番3から<br>同 字長岡丙1541番121まで | 旧    | 9.3メートル<br>}<br>9.2   | メートル<br>400 |
| 同 上                                       | 新    | 24.4メートル<br>}<br>13.6 | 同 上         |

**山形県告示第397号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 田代白岩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長           |
|--------------------------------------|------|----------------------|---------------|
| 寒河江市大字田代字ハノキ1161番2から<br>同 字赤沢375番6まで | 旧    | 15.0メートル<br>}<br>3.0 | メートル<br>1,072 |
| 同 上                                  | 新    | 50.6メートル<br>}<br>3.0 | 同 上           |

**山形県告示第398号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 皿沼河北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|---------------------------------|------|----------------------|------------|
| 寒河江市大字島字島東251番1から<br>同 247番地先まで | 旧    | 26.0メートル<br>}<br>9.3 | メートル<br>15 |
| 同 上                             | 新    | 9.3メートル<br>}<br>9.3  | 同 上        |

**山形県告示第399号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形朝日線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間       | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長     |
|----------------------------|---------|------|--------------------|--------|
| 西村山郡朝日町大字古楨字佐惣710番4から<br>同 | 393番4まで | 旧    | 49.0メートル<br>} 18.0 | 75メートル |
| 同                          | 上       | 新    | 50.0メートル<br>} 25.0 | 同上     |

## 山形県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間        | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延長     |
|----------------------------|----------|------|--------------------|--------|
| 西村山郡大江町大字左沢字原町173番3から<br>同 | 171番地先まで | 旧    | 39.5メートル<br>} 23.8 | 17メートル |
| 同                          | 上        | 新    | 37.5メートル<br>} 23.8 | 同上     |

## 山形県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 寒河江西川線
- 2 供用開始の区間 寒河江市大字寒河江字追方丙1557番3から  
同 字長岡丙1541番121まで
- 3 供用開始の期日 平成23年4月26日

## 山形県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 田代白岩線
- 2 供用開始の区間 寒河江市大字田代字ハノキ1161番2から  
同 字赤沢375番6まで
- 3 供用開始の期日 平成23年4月26日

**山形県告示第403号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年4月26日から同年5月9日まで縦覧に供する。

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- |           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| 1 路 線 名   | 山形朝日線                              |
| 2 供用開始の区間 | 西村山郡朝日町大字古楨字佐惣710番4から<br>同 393番4まで |
| 3 供用開始の期日 | 平成23年4月26日                         |

**山形県告示第404号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの区域を次のように変更し、平成23年5月1日から供用を開始する。

なお、関係図面は、県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成23年4月26日

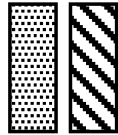
山形県知事 吉 村 美 栄 子

蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの区域  
次の図のとおり

# 蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク

県道 山形上山線

至 山形



変更前の都市公園区域

追加した都市公園区域

至 上山

不動川

市道 松原四ッ谷線

市道 金瓶久保手線

小松原大沼



**山形県告示第405号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 大畑3         | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第406号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 大畑3           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

**山形県告示第407号**

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表荷さばき施設Fの項中

|   |         |    |       |   |   |
|---|---------|----|-------|---|---|
| 「 | 高砂ふ頭西上屋 | －7 | 3,033 | 」 | を |
|---|---------|----|-------|---|---|

|   |            |    |       |   |        |
|---|------------|----|-------|---|--------|
| 「 | 高砂ふ頭西上屋    | －7 | 3,033 | 」 | に改め、同表 |
|   | 古湊ふ頭仮設第1上屋 | －8 | 600   |   |        |

保管施設Hの項中 「30,118」 を 「29,518」 に改める。

**山形県告示第408号**

平成22年1月県告示第46号（県営住宅の駐車場の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成23年5月1日から施行する。

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                      |       |   |
|----------------------|-------|---|
| 県営大西町アパート2号          | 1,500 | を |
| 県営美原アパート1号、2号、3号及び4号 | 1,500 |   |

|                      |       |       |
|----------------------|-------|-------|
| 県営美原アパート1号、2号、3号及び4号 | 1,500 | に改める。 |
|----------------------|-------|-------|

**山形県告示第409号**

平成23年1月県告示第43号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）の一部を次のように改正し、平成23年5月1日から施行する。

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|             |      |      |        |   |
|-------------|------|------|--------|---|
| 県営大西町アパート2号 | 58.1 | 0.97 | 38,200 | を |
| 県営美原アパート1号  | 74.2 | 1.01 | 54,700 |   |

|            |      |      |        |       |
|------------|------|------|--------|-------|
| 県営美原アパート1号 | 74.2 | 1.01 | 54,700 | に改める。 |
|------------|------|------|--------|-------|

**山形県告示第410号**

次の開発行為は、完了した。

平成23年4月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 許可番号  
平成22年11月25日 指令村総建第5031号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡中山町大字金沢字高野道下313番14、313番22、313番24
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東村山郡中山町大字金沢309番地5  
森谷秀樹

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月26日

山形県公安委員会  
委員長 中山 眞 一

**山形県公安委員会規則第3号****山形県道路交通規則の一部を改正する規則**

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「交通規制の対象」を「交通規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する



本線車道を除く。) にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制を除く。) の対象」に改め、同号イ中「警衛列自動車」を「警衛列自動車及び警護列自動車」に改め、同項第2号エ中「警護列自動車及び」を削る。

別表第2中「鶴岡市三瀬字横町381番102」を「鶴岡市五十川字浜千鳥無番」に改め、同表中

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 一般国道13号 | 東置賜郡高島町大字深沼字舟入1607番から南陽市赤湯字夷平2393番2まで |
|---------|---------------------------------------|

を

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 一般国道13号 | 東置賜郡高島町大字深沼字舟入1607番から南陽市赤湯字夷平2393番2まで |
| 一般国道13号 | 南陽市大字川樋字高野1585番2から上山市中山字片倉老まで         |

に、

|         |                                          |
|---------|------------------------------------------|
| 一般国道13号 | 尾花沢市大字野黒沢字下野黒沢681番2から新庄市大字鳥越字本宮後1060番1まで |
|---------|------------------------------------------|

を

|         |                                          |
|---------|------------------------------------------|
| 一般国道13号 | 尾花沢市大字野黒沢字下野黒沢681番2から新庄市大字鳥越字本宮後1060番1まで |
| 一般国道13号 | 新庄市大字鳥越字下飯田4465番から新庄市十日町字右京屋敷9388番まで     |

に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行  | 誤                     | 正                                    |
|-------------|------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 平成20. 4. 1  | 第1930号     | 531  | 下から7                                                                                  | 山形県港湾施設の概要            | 平成19年3月県告示第304号<br>(山形県港湾施設の概要)の一部改正 |
| 同 9. 2      | 第1973号     | 1207 | 下から11                                                                                 | 山形県港湾施設の概要の一部改正       | 平成19年3月県告示第304号<br>(山形県港湾施設の概要)の一部改正 |
| 平成22. 3. 30 | 第2130号     | 359  | 下から18                                                                                 | 山形県港湾施設の概要            | 平成19年3月県告示第304号<br>(山形県港湾施設の概要)の一部改正 |
| 平成22. 11. 2 | 第2191号     | 1155 | 18                                                                                    | 公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律 | 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律             |
| 平成23. 4. 1  | 第2232号     | 333  | 5                                                                                     | 山形県港湾施設の概要            | 平成19年3月県告示第304号<br>(山形県港湾施設の概要)の一部改正 |

平成23年4月26日印刷  
平成23年4月26日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056